

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営の効率性、透明性を高め、安全かつ健全なる事業活動を通じ、企業価値を最大化することをコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方としております。この考え方のもと、コーポレート・ガバナンスの充実のため、「ディスクロージャー(情報開示)」及び「リスクマネジメント及びコンプライアンス体制」の強化を図っております。また、「内部統制の基本方針」を定め、業務の有効性、効率性、適正性を確保し、安心と信頼を一層のものとして企業価値の向上を図ってまいります。

1. 取締役の選任の方法

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

2. 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

・自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式の取得を行うことができる旨を定款で定めております。これは、事業環境の変化等に対応した機動的な資本政策の遂行を目的とするものであります。

・剰余金の配当等

当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日であり、中間配当の基準日は、毎年9月30日であります。またそのほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる旨定款に定めております。

3. 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
大阪証券金融株式会社	1,146,000	3.73
オリンピア工業株式会	1,060,000	3.45
楽天証券株式会社	579,200	1.88
松井証券株式会社	525,000	1.70
窪田 康弘	470,000	1.53
斉藤 征夫	358,200	1.16
マネックス証券株式会社	346,807	1.12
渡邊 新一	320,000	1.04
藍澤証券株式会社	315,200	1.02
竹内 祥晃	290,000	0.94

支配株主(親会社を除く)の有無

—

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

大阪 JASDAQ

決算期

3月

業種

機械

直前事業年度末における(連結)従業員数

100人未満

直前事業年度における(連結)売上高 100億円未満

直前事業年度末における連結子会社数 10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 7名
 定款上の取締役の任期 1年
 取締役会の議長 社長
 取締役の人数 6名
 社外取締役の選任状況 選任している
 社外取締役の人数 2名
 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
清見 義明	他の会社の出身者									○
宮原 英輔	他の会社の出身者					○				○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
清見 義明		—	経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、公正かつ客観的な立場にたつて適切な助言を頂戴することにより、コーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任いたしました。
宮原 英輔		宮原 英輔は、オリンピア工業株式会社代表取締役社長を務めており、当社ならびに当社子会社はオリンピア工業株式会社と取引関係があります。	経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任いたしました。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無 設置している
 定款上の監査役の員数 5名
 監査役の人数 3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人との相互連携については、情報交換会を年数回開催し、お互いのコミュニケーションを図っております。監査役と

内部統制委員会においても、相互の連携を図るために、定期的な情報交換の場を設置し、方針に対する遂行状況の確認及び調整できるような体制の整備を進めております。同様に、内部統制委員会と会計監査人との相互連携についても、定期的に情報交換及び意見交換を行っております。なお、これらの監査については、取締役会及び内部統制委員会等を通じて内部統制部門の責任者に対して適宜報告がなされております。同様に、社外取締役及び社外監査役に対しても、取締役会、監査役会及び内部統制委員会等において適宜報告及び意見交換がなされております。

社外監査役の選任状況 選任している

社外監査役の人数 2名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
笹原 信輔	弁護士								○	
辻 高史	公認会計士								○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
笹原 信輔	○	一橋総合法律事務所 パートナー弁護士 当社の独立役員であります。	弁護士として法令についての高度な能力・識見に基づき客観的な立場から監査を行うことができることから社外監査役とするものであります。 なお、同氏は当社の親会社や兄弟会社、主要な取引先の出身者等ではなく、取引所規則により独立性の説明が要請される者のいずれにもあたらないことから、独立性が高いものと認識しており、当社の独立役員として指定しております。
辻 高史		あすなろ監査法人 代表社員	公認会計士として培われた専門的な知識・経験等を、当社の監査に反映していただくとともに、豊富な実務経験を有することなど経営全般の監視と有効な助言を期待し社外監査役とするものであります。

【独立役員関係】

独立役員の数 1名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 実施していない

該当項目に関する補足説明 更新

当社現行の取締役報酬制度は、取締役の職務遂行に適した制度であると考えております。

ストックオプションの付与対象者

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

第71期(平成25年3月期)における当社の取締役及び監査役に支払った役員報酬の額。
取締役の年間報酬額 47,850千円(社外取締役を除く。)
監査役の年間報酬額 7,120千円(社外監査役を除く。)
社外役員の年間報酬額 11,250千円
取締役の報酬限度額は昭和57年12月21日開催の定時株主総会において月額7,500千円以内と決議されております。
監査役の報酬限度額は平成5年12月24日開催の定時株主総会において月額2,000千円以内と決議されております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針 あり
針の有無

取締役の報酬等の額については、株主総会の決議により取締役の報酬等の総額を決定しております。各取締役の報酬等の額は、取締役会の決議により決定しております。なお、取締役の報酬限度額は昭和57年12月21日開催の定時株主総会において月額7,500千円以内と決議されております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

毎月開催される監査役会では、常勤監査役が社外監査役と意見交換を行っている他、監査役会がその職務を補助する従業員を置くことを求めた場合は、監査役会と協議の上、グループ会社管理部門従業員を配置します。また、取締役会及び経営会議等においては、審議が十分行われるよう付議される議題に関する資料を事前に配布し、各役員が十分な準備ができる体制をとっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

取締役会を業務執行の最高意思決定機関として位置付け、経営環境の変化に迅速に対応できるスピード経営と、情報の共有化を図るため、ガラス張り経営をモットーに取締役6名(社外取締役2名)で構成されており、毎月定例の取締役会の他、週1回の経営ミーティングや、その他必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営方針、法令で定められている事項、その他重要な事項を決定すると共に、業務執行の監督を行っております。

子会社においては、各子会社の取締役に当社と取締役を兼務する者がそれぞれ1~2名程度配置されており、リアルタイムで情報が共有できる体制が整っております。これらの情報に基づき当社の経営戦略に基づいて事業を遂行しているかどうかの確認を行い、課題把握とその解決を図り、グループとしての管理、統制を行っております。

監査役3名(社外監査役2名)は監査役会において定めた監査役会規定、監査役監査基準に基づく監査方針、業務分担等に従い取締役の業務執行全般について監査しており、取締役会、経営会議等の重要な会議に出席し活発に発言、助言を行っております。また、年間監査計画に基づき監査を実施しておりますが、監査役監査を実施するにあたり、会計監査人、顧問弁護士、内部監査部門等と連携を図っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

※現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由を記載してください。

取締役の職務執行に対しては、社外取締役及び社外監査役による監督を徹底し、これらに弁護士および会計士を起用することにより、専門的かつ客観的な観点から法令及び定款への適合性の検証を行っております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の3週間前に発送
集中日を回避した株主総会の設定	平成25年6月21日に定時株主総会を開催
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使が可能。
その他	招集通知については、当社ホームページにも掲載し、いつでも閲覧可能な状態となっております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページに掲載	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年に1回程度、IRフェア等に出展。また、株主総会終了後に、グループ会社の説明会を実施。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期および期末の決算発表後に実施	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書、四半期報告書、決算説明会資料、財務ハイライト、電子公告、適時開示等	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR企画室を設置して対応	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	内部統制委員会を設置し「内部統制の基本方針」を制定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	工業炉協会の一員として、燃焼と電気のハイブリット化による新規省エネ技術の開発委員会に参加しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	証券取引法および大阪証券取引所JASDAQ上場部の定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」に沿って、ディスクロージャーを行ってまいります。また当社は、適時開示規則に該当しない情報につきましても、ステークホルダーの需要に応えるべくできるだけ積極的かつ公平に開示する方針です。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

下記の通り「内部統制の基本方針」を定め業務の有効性、効率性、適正性を確保し、安心と信頼を一層のものとして企業価値の向上を図ってまいります。

・財務報告は、株主、顧客等の利害関係者の方々が当社の事業活動を確認する上で、極めて重要な情報であり、財務報告の信頼性を確保することは社会的な信用な維持向上に資することになる。逆に、誤った財務報告は、多くの利害関係者に対して不測の損害を与えるだけでなく、当社に対する信頼を著しく失墜させることになる。

・当社は、財務報告に係る内部統制の構築にあたり、「金融商品取引法」並びに「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について(意見書)」の趣旨に基づき、経営の透明性、公平性及び経営監視の独立性を重視した当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方のもと適切に対応する。

・当社はここに、適正な財務報告を実現するための内部統制の方針を定める。

1. NFKグループ全体として、適正な財務報告を実現するための内部統制の方針に則り、内部統制の整備・運用に取り組む。

2. 内部統制の構築に当たる経営者以下の責任者及び全社的な管理体制を明確にし、主体的に取り組む。

3. 取締役会は、内部統制の整備及び運用に対し監督することとする。

4. 監査役は、独立した立場から、内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することとする。

5. 財務報告の重要な事項に虚偽記載が発生するリスクに対し、適切な評価及び対応を行なう。

6. 業務分掌規程等の社内規程や業務手順等を整備し、統制活動を常に改善する。

7. 組織体制及び人的資源に配慮し、所用の能力を有する人材を確保し、配置する。

8. 内部統制に関する重要な情報が適時・適切に伝達される仕組みを整備し、運用する。

9. 財務報告に関するモニタリングの体制を整備し、適切に運用する。

10. ITに係る全社統制と業務処理統制を整備し、運用する。

範囲 連結ベースのNFKグループ全体で取り組む。

水準 内部統制の目的や統制内容が正しい理解のもと運用され、内部統制の不備が発見された場合には、適宜宣言され、重要な欠陥が発生しない水準を構築する。取り組みについては、グループ企業各社の統制状況に応じた取り組みを尊重する。またグループ企業各社の内部統制の取り組みについては、NFKホールディングスから派遣している取締役及び監査役により、監視・監督し、監査する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「NFKホールディングス社内規程」において「反社会的勢力対策規程」を策定し、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、不当な要求に対しては断固として社会的正義を貫くことを定めております。また、同規程において、反社会的勢力への対応方法等を詳細に定め、社内及びグループ会社への周知徹底と体制の整備を進めております。

